

議会運営委員会会議記録（概要）

令和5年5月25日（木）

開 会（午後1時30分）

島田議長

本日は、令和5年第2回定例会の日程等について協議をお願いします。
なお、先日、副市長、総務部長から出席要求に係る申し入れがありましたので、併せてご協議をお願いします。

【議 事】

(1) 令和5年第2回定例会の日程について

①市長提出議案の報告等

中村副市長

議案件名表のとおり、議案第43号から議案第57号までの15件を提出します。（※議案第43号から議案第57号までの議案の概要を説明）

②会期予定（案）等の説明

※瀧澤議会事務局参事が日程概要（案）と会期予定表（案）に基づき説明

③一般質問者数の確認

公明党	3人
至誠自民クラブ	4人
自由民主党・無所属の会	5人
日本共産党所沢市議団	4人
市民クラブ未来	2人
さきがけ	2人

ところざわ市民会議	2人
日本維新の会	1人
参政党	1人
立憲民主党	1人
れいわ新選組	1人

※以上、26人から通告があった。

粕谷委員長

前回の議会運営委員会で、大石委員より提案のあった、一般質問の日数を5日間に固定することについては、現在の運用が会期の短縮等も考慮したものであることから、もう少し整理した上で、今後協議したいと思います。6月定例会については、昨年の12月定例会及び今年の3月定例会のとおり、1日6人とし、6人を超えるごとに一般質問日が1日追加となる現在の運用としたいと思います。よろしいですか。（委員了承）

一般質問の日数は5日、1日目から4日目までは1日6人、5日目が2人となりますので、御了承ください。

④会期日程の決定

粕谷委員長

その他の会期予定は、案のとおりでよろしいですか。（委員了承）

⑤一般質問順位の決定（抽選）

休 憩（午後1時53分）

再 開（午後1時58分）

一般質問順位について、別紙のとおり決定した。

⑥一般質問通告締切日時について

6月2日（金）議案調査日1日目の正午

粕谷委員長

一般質問の通告は、指定の様式で提出をお願いします。

⑦議案質疑通告締切日時について

6月5日（月）議案調査日2日目の正午

粕谷委員長

議案質疑の通告は、新様式で提出をお願いします。なお、特に予算については、議案番号や議案名だけではなく、事業概要調書がある場合には事業名、事業概要調書がない場合には、歳出予算説明書の説明や備考を記載し、答弁を求める理事者を選択するようお願いします。質疑のヒアリングの効率化を目的としていますので、よろしくお願いします。

⑧議員提出議案提出締切日時について

6月15日（木）一般質問調査日の正午

⑨請願・陳情書受付締切日時について

5月29日（月）正午

(2) 議会運営に関する事項について

① 出席要求について

粕谷委員長

出席要求については、3月定例会では、市長、副市長、経営企画部長は常に出席要求し、それ以外の理事者については、議案質疑にあつては議案を所管する理事者及び質疑通告書に記載された議案に関連する理事者、一般質問にあつては答弁予定者とすることを試行しました。

先ほど、議長からのあいさつでもありました副市長、総務部長からの申し入れの内容について議長からその説明をお願いします。

島田議長

先日、副市長と総務部長が見えられてお話しする機会がありました。その中で、本会議には執行部として責任をもって臨む必要があると考えているので、部長職以上は全員出席すべきものと考えている。ただ、全員出席が難しいのであれば議会からは会期全体にわたり出席要求をいただいて、執行部では4役に加えて経営企画部長、総務部長は必須、そのほかに関係する部長を出席させていただきたいという話がありました。以上です。

粕谷委員長

議長から説明がありましたが、以上のことを踏まえて、6月定例会での出席要求について、ご協議をお願いします。

川辺委員

我が会派としては、全員出席でよいと考える。

粕谷委員長

議会基本条例の中で執行部側への出席要求については、必要最小限にとどめるということが合意されたものと理解していますので、その上での協議をお願いします。

入沢委員

議会基本条例の最小限の出席要求のそもそもの趣旨を明らかにしてもらいたい。

大島議会事務局主幹

議会基本条例の条文を読み上げさせていただきます。第16条第2項「議長は、市長等に対する本会議等への出席要求を最小限にとどめるものとする。」と規定されています。

入沢委員

この趣旨は、解釈によってはいろいろと考えられる。例えば、憲法は

国民を縛るものではなく、国家を縛るというじゃないですか。この議会基本条例も当然のことながら議会に向けて書かれている。そう考えるとむやみやたらに執行部の役人をたくさん呼んだりとか、そういうことを遠慮するというかそういった趣旨であると私は捉えている。別に執行部が呼んでもらって構わないという、それこそ出たいといっているのだから全然抵抗ないということなのではないか。この条文の趣旨は、むやみやたらに何回もたくさん呼んではいけませんという趣旨で捉えると違うのではないか。この条文の趣旨ははっきりしないと思うが、ほかの会派の考えはいかがか。

川辺委員

事務局で紹介したのが、議会基本条例第16条第2項の部分と思うが、第1項は「議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。」ということがまず第1項にある。議員間の議論を尽くしていく、そのために最小限にとどめるということではないかと私は解釈している。そのことを踏まえると議会側が安易に執行部の出席を制限する必要はないと思うが、このことについてはどうか。

粕谷委員長

今までの議会運営員会での協議の中で、執行部の最小限の出席要求というところについては、一つとしては執行部側の負担をできるだけ和らげることがありました。

川辺委員

全員でよい理由としては、今年の2月13日の議会運営委員会で総務部長の発言がありました。総務部長としては、議会としては執行部を束

縛るのではなく仕事をしていただくという意味で出席を配慮して、最小限としている認識であるが、執行部としては、私どもそもそも部長職というのは市長の補助職員として所管が分かれても自分の担当にかかわらず、行政全般のことを見渡しながら考えるものと考えております。こういったことをかねてから意見書の中で本会議に全員で臨むことは必然だということも伝えさせていただくという、私たちの認識と執行部との認識に差があることが明らかになっている。そういった意味においても私たちは執行部の思いを組み入れてもいいのではないかとというのが一つの理由です。

入沢委員

負担を和らげるために、むやみやたらに呼ばないという配慮であると思う。先ほどの総務部長のお考えでも分かったように負担ではない、出たいと執行部が言っているのであれば、出ていただいてもいいのではないかと普通の感覚でそう考えてしまう。

大石委員

今現在は、市長、副市長、経営企画部長ですが、昨年10月くらいに言われていたのが、4役プラス経営企画部長、総務部長と言われていた。2月になってから全員出席と主張を変えられてきた。我々が不思議に思っているのは、どうしてもという場合には、自席でもインターネット中継を見ていただければ私はいいのではないかと思う。その中で、議案に関係のない方々、直接関係のない方々については、自席で別の仕事をできるようにしてほしいと思っている。そういったことは試行であるのでぜひ続けてみて、感想を聞いてみたい。そういった機会がな

かった。私どもはそのように思っている。今まで通りの運用でいいのではないか。

中委員

確かに試行。3月定例会も試行であった。議運の中でずっと協議していた中で、負担への配慮が一番大きかった。それが負担と感じていないと発言があったかと思うが、全員の部長に聞いたのかどうか分からなかった。6月定例会はもう一度3月同様に試行という形でお互いのところを見てもよいのではないか。

矢作委員

4役と経営企画部長、総務部長までは認めてよいのではないかということ。議会議事運営委員会の中で発言してきた。なかなか意見が合わないということになると、試行のとおりということになると思う。とはいえ、4役に加えて、経営企画部長と総務部長まで必要であるとは考えている。

粕谷委員長

いろいろと意見がありましたが、本日の議運の中では決まらないという状況です。最小限の出席要求についても、全会一致で確認しておりますので、今回新たな出席要求がまとまらない場合には、3月定例会と同様の形としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

川辺委員

確認だが、最小限の出席要求については、議会基本条例第16条第2項に基づいて確認されているという認識でよいか。

粕谷委員長

そのとおりです。

入沢委員

先ほど言ったが、議会基本条例第16条第2項の趣旨にいろいろな解釈があるので、ここで副市長と総務部長から申し入れがあったということで、大石委員からもあったが実際の本当の気持ちを副市長だけなのか、

ほかの部長も含めて、せっかく試行的にやってきたのだから、意見を聞いてみてもよいのではないか。今後、そういったこともされてはどうか。

粕谷委員長

入沢委員、大石委員から執行部から話をしてはどうかと提案がありました。この議運の中でとまらないことから、3月定例会の試行で問題があったとは聞いておりませんので、6月定例会も同様に試行を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（委員了承）

②傍聴規則及び委員会傍聴規程の改正について

粕谷委員長

所沢市議会傍聴規則及び所沢市議会委員会傍聴規程の改正についてです。あらかじめ配信した改正案のとおり、傍聴規則及び委員会傍聴規程のそれぞれの附則に規定していた新型コロナウイルス感染症対策としての特例について、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い廃止するものです。

案のとおり改正することよろしいですか。（委員了承）

今後の改正手続については、議長決裁の上、告示を行うこととなります。

4 その他

粕谷委員長

臨時会中の議会運営委員会で確認した登壇等が困難な場合の運用に、議場内の移動の際の事務局職員の補助の項目がありました。

今後、33番議員が一般質問を行う際、議席から質問席までの移動は、いったん議員席の後方から退出し、議長から見て右側の扉から入場する形となります。この場合には、扉の開閉を事務局職員が補助する形とな

ります。移動のための時間がかかることから、33番議員の一般質問の前後で休憩が予定されている場合を除いて、移動時間のための休憩を取る運用としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（委員了承）

6月定例会中ヒアリング等も含め円滑な議会運営となるよう、よろしくをお願いします。

また、3月定例会と同様に、試行ではありますが、一般質問調査日の3日目までにヒアリングを終えるようご協力をお願いします。

次回、6月8日（木）の議会運営委員会は午前9時30分から開催し、議案第43号から議案第55号までに対する質疑順位の決定について行います。

散 会 （午後2時21分）